

申請書等への押印・署名を 3月1日から順次廃止していきます

1 実施内容

窓口や郵送での手続等における市民・事業者の皆様の負担軽減・利便性の向上のため、本市にご提出いただく申請書等について見直しを行い、5,079件の手続について、準備が整ったものから3月1日以降順次、押印・署名を廃止していきます。

今回は、横浜市が規則、要綱等により独自に定めているものを中心に廃止の検討を行い、約8割の手続で押印・署名を廃止します。

なお、国等が法令等により定めているものは、国等の対応を踏まえて廃止等の対応を進めます。

2 廃止する手続数（2月12日現在）

廃止時期（予定）	廃止する手続等の数
令和3年3月1日 ※1	2,732件
令和2年度中 ※2	655件
令和3年4月以降順次	1,692件

令和2年度中廃止
3,387件（67%※3）

※1 3月1日より前に廃止する手続（511件）を含む。

※2 令和3年3月1日廃止分を除く。

※3 廃止が決定した5,079件に対する割合

<参考>押印・署名の見直し状況（2月12日現在）

見直し対象の手続数：6,260件

（廃止：5,079件、存続：416件、国等の対応を踏まえて対応：765件）

対象となる手続、廃止時期は、本市のホームページからご確認いただけます。最新の状況については、ホームページをご確認ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/org/somu/sonota/ouinhaishi.html>

3 その他

- ・廃止する手続でも、廃止時期がそれぞれ異なります。
- ・引き続き、押印や署名が必要な手続があります。
- ・お手持ちの申請書等の様式に「印」の記載がある場合でも、既に押印や署名が廃止されている手続については、申請書をそのままご利用いただけます。

お問合せ先

総務局行政・情報マネジメント課文書管理担当課長 金川 守 Tel 045-671-4026